

# 朝日村いきいき障がい福祉計画

～ 共に暮らしやすいむらづくり ～

第6次朝日村障害者福祉計画 令和 6 年度～令和 11 年度  
第7期朝日村障害福祉計画 令和 6 年度～令和 8 年度  
第3期朝日村障害児福祉計画 令和 6 年度～令和 8 年度



朝 日 村

## 目 次

### I 総論

#### 第1章 計画策定にあたって

- 1 計画の概要 ..... 2
- 2 国の障がい者施策 ..... 2
- 3 計画の位置づけ ..... 3
- 4 計画の期間 ..... 3

#### 第2章 障がいのある人を取り巻く現状

- 1 障がいのある人の現状 ..... 4
- 2 アンケート調査結果 ..... 6
- 3 前計画における取組みと課題 ..... 12

### II 第6次朝日村障害者福祉計画

#### 第1章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 ..... 16
- 2 基本目標 ..... 16
- 3 施策の体系 ..... 17

#### 第2章 施策の展開

- 基本目標1 安心して暮らせるむらをめざします ..... 18
- 基本目標2 誰もが自分らしく暮らせるむらをめざします ..... 20
- 基本目標3 健やかに暮らせるむらをめざします ..... 26

### III 第7期朝日村障害福祉計画及び第3期朝日村障害児福祉計画

#### 第1章 主な数値目標 ..... 30

#### 第2章 障害福祉サービスの必要量の見込み

及びその見込量確保のための方策 ..... 32

#### 第3章 障害児支援事業の見込み量 ..... 39

#### 第4章 地域生活支援事業 ..... 41

### 資料編

- 1 設置条例等 ..... 44
- 2 朝日村障害福祉計画推進委員名簿 ..... 46

#### ※「障がい者」等の表記について

法律等に基づくものや固有名詞等を除き、原則として「障がい」の表記としています。

# I 総論

第1章 計画策定にあたって

---

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

---

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画の概要

共に暮らしやすい村づくりを目指して、障がい福祉施策を定める「第6次朝日村障害者福祉計画」と、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための指針を定める「第7期障害福祉計画」と「第3期障害児福祉計画」を一体的な計画として策定するものです。人と社会がつながり、ひとりひとりが生きがいや役割を持ち、いきいきと助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現をこめて、朝日村いきいき障がい福祉計画（以下、「本計画」）としました。

## 2 国の障がい者施策

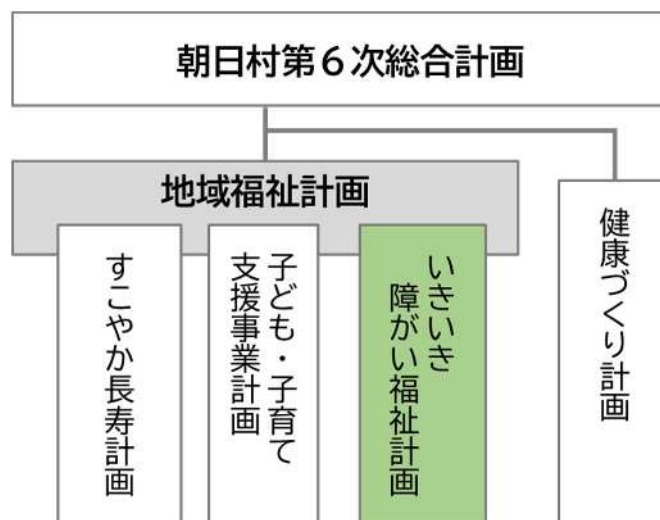
国は障がい者基本計画における基本理念を「共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める」とし、「条約の知念の尊重及び整合性の確保」「共生社会の実現に資する取組の推進」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」「障がい特性等に配慮したきめ細かい支援」「障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進」「PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進」と「連携・協力の確保」「理解促進・広報啓発に係る取組等の推進」を視点としています。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針では、「障がい者福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する「基本的事項」「目標」「計画の作成に関する事項」「その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等」の市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めています。新規の取組として「強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること」「協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等」となっています。

「障害者の権利に関する条約」  
「障害者基本法」  
「障害者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」  
「発達障害者支援法」  
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」  
「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」  
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」  
「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」  
「児童福祉法」  
「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」  
「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」  
「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」

### 3 計画の位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画」等及び、長野県の「障害者プラン」を踏まえ、朝日村の上位計画である「朝日村第6次総合計画」及び、福祉分野の上位計画である「地域福祉計画」における理念や将来像の実現に向け、障がい福祉施策に関する基本的な指針とします。



- ◆朝日村障害者福祉計画 「障害者基本法」第11条第3項のに基づき、障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定します。
- ◆朝日村障害福祉計画 「障害者総合支援法」第88条に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めます。
- ◆朝日村障害児福祉計画 「児童福祉法」第33条の20第1項に基づき、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する計画を定めます。

### 4 計画の期間

障害者福祉計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

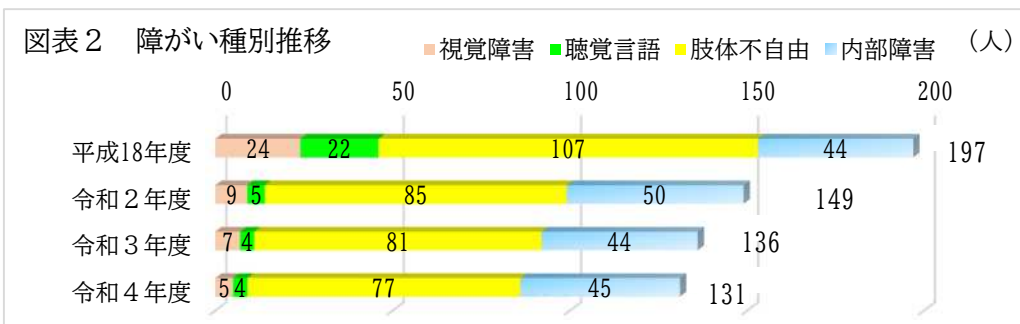
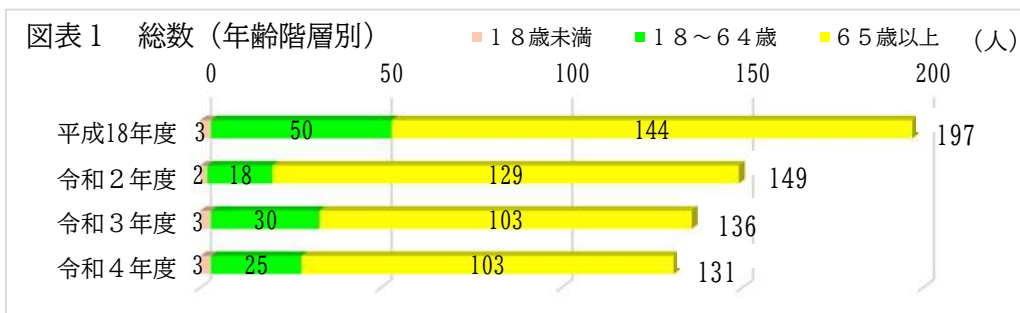
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者福祉計画	第6次					
障害福祉計画	第7期			第8期		
障害児福祉計画	第3期			第4期		

# 第2章 障がいのある人を取り巻く現状

## 1 障がいのある人の現状

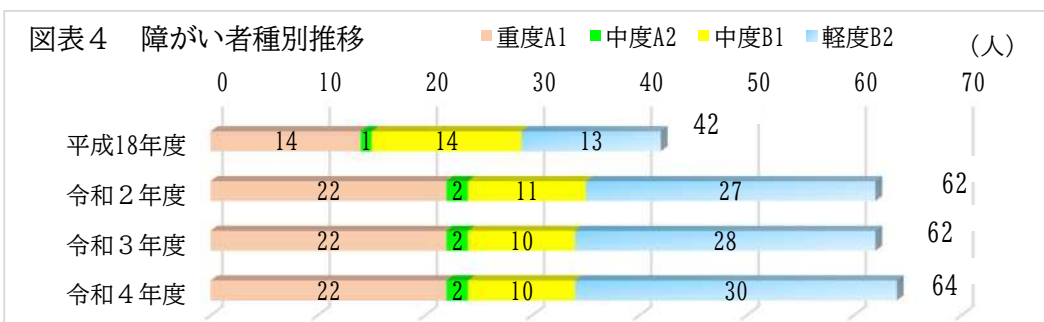
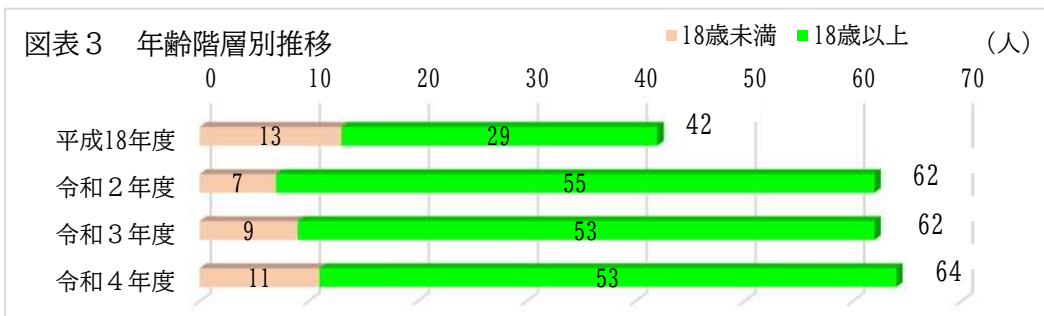
### 【1】身体障がい者の状況

身体障がい者の総数は、減少傾向にあります。年齢別には、65歳以上の高齢者が78.6%を占めています。障がい種別に見ると、四肢・体幹の障がいが多く、次いで内部障がいが多い状況です。



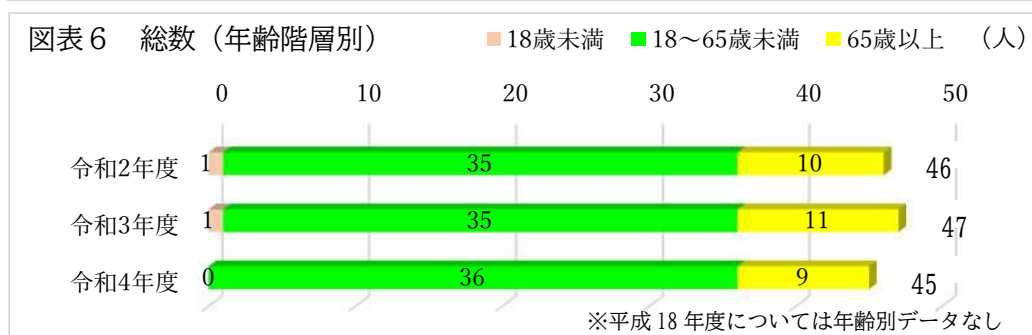
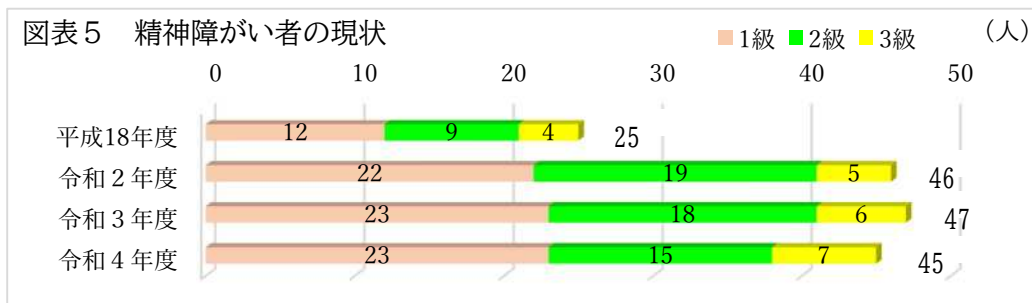
### 【2】知的障がい者の状況

知的障がい者数は増加傾向であり、特に軽度の知的障がい者が増えています。



### 【3】精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成18年からの16年間で約2倍にまで増加しており、身体障がい者、知的障がい者に比べて、精神障がい者数の近年の伸びが最も大きくなっています。



## 2 アンケート調査結果

### 【1】アンケート実施方法

調査対象	*65歳未満の障がい帳所持者 126名（全数） 【内訳】 <span style="float: right;">（単位：人）</span> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>身体障がい：32</td> <td>知的障がい：59</td> <td>精神障がい：47</td> </tr> <tr> <td>18歳以上（障がい者）：113</td> <td colspan="2">18歳未満（障がい児）：13</td> </tr> </table> ※障害種別は重複あり	身体障がい：32	知的障がい：59	精神障がい：47	18歳以上（障がい者）：113	18歳未満（障がい児）：13	
身体障がい：32	知的障がい：59	精神障がい：47					
18歳以上（障がい者）：113	18歳未満（障がい児）：13						
調査方法	*郵送調査						
実施期間	*令和5年7月25日～8月31日						
調査票記入者	・本人（障がいのある方）・本人の家族・家族以外の介助者						

### 【2】アンケート用紙回収率

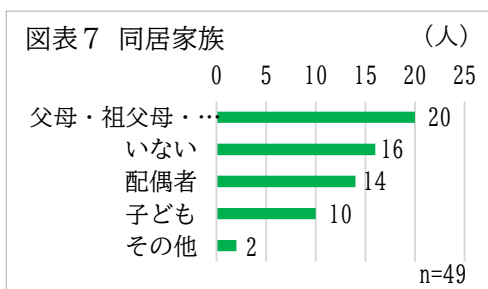
回収件数	53件	回収率	42.1%
------	-----	-----	-------

### 【3】アンケート回収結果

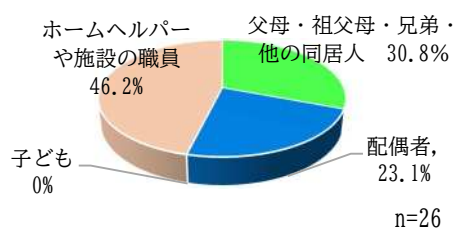
#### ① 暮らしの状況

##### ■同居家族と介助の状況

同居している家族は「父母・祖父母・兄弟」が最も多くなっています。介助者は「父母・祖父母・兄弟」「配偶者」が53.9%を占めています。

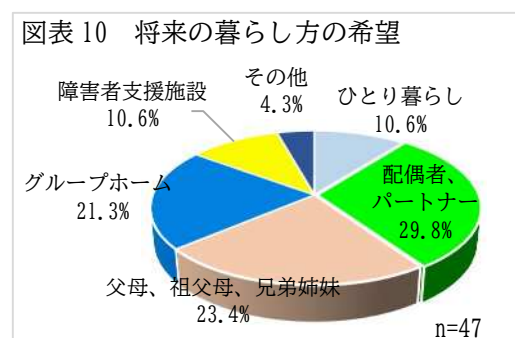
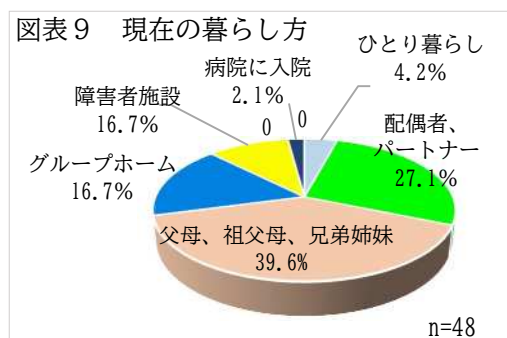


図表8 介助者 n=26



##### ■現在と将来の暮らし方

将来の暮らし方の希望は、父母や配偶者などの「家族」が53.2%で現在よりも13.8ポイント減っています。反対に「一人暮らし」を希望する人は、10.6%と現在よりも6.6ポイント高くなっており、自立を希望する障がい者が1割程度いることがわかります。また、グループホームや福祉施設の希望者も現在の割合より増えています。

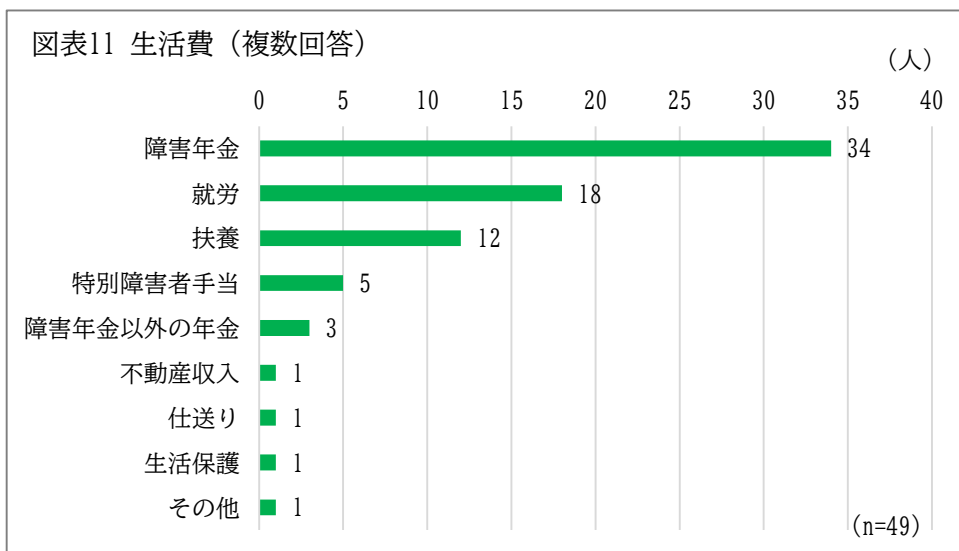




## ② 収入と就労の状況

### ■生活費

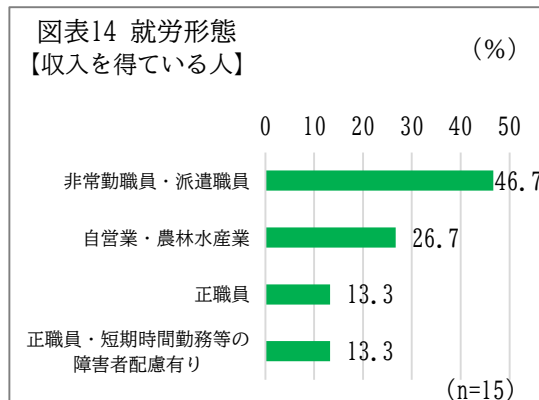
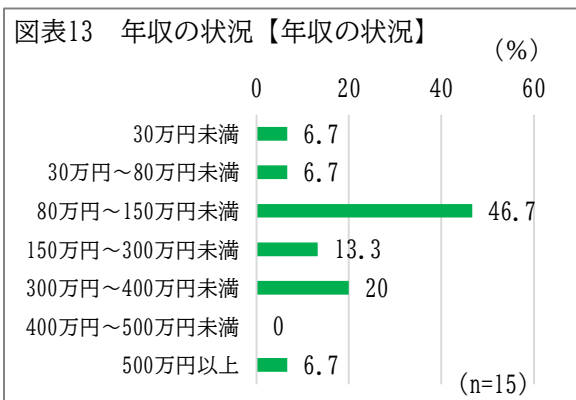
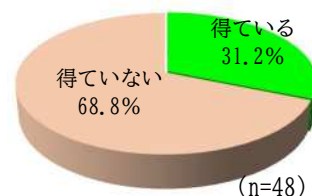
生活費は障害年金で賄っているという回答が最も多く、次いで就労、扶養の順で多くなっています。



### ■収入の状況

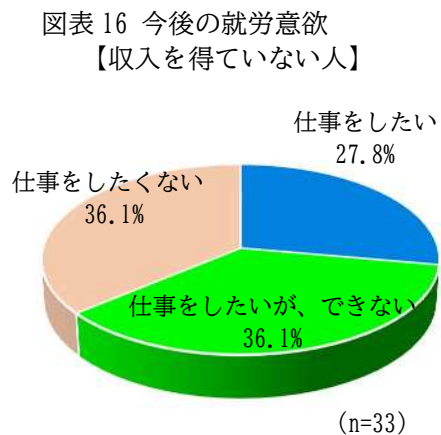
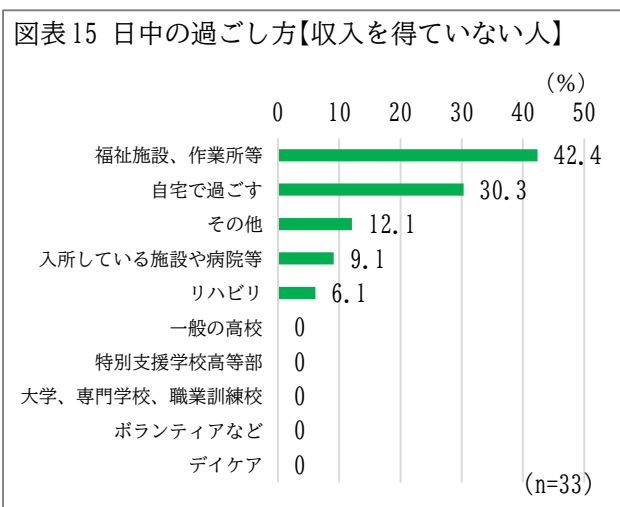
仕事をして収入を得ている障がい者は 31.2%であり、年収は 80～150 万円が最も多く、46.7% となっています。就労形態としては、「非常勤職員・派遣職員」が約半数を占めています。

図表12 収入の有無



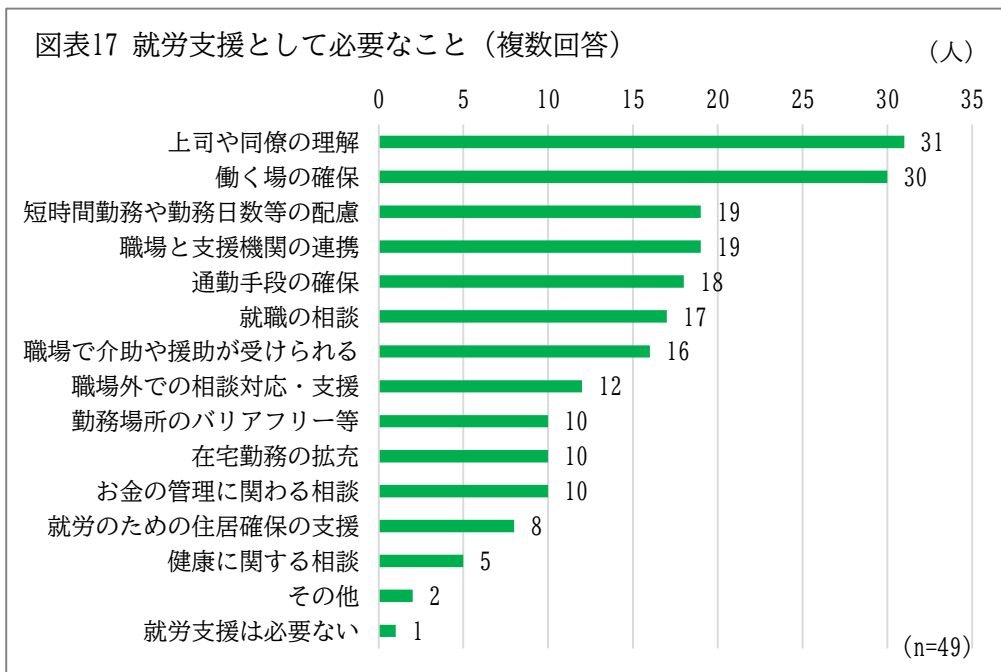
### ■今後の就労移行

収入を得ていない人の42.4%が福祉施設等で過ごしています。また、今後収入を得る仕事をしたいと考えている障がい者は27.8%となっています。



### ■必要な就労支援

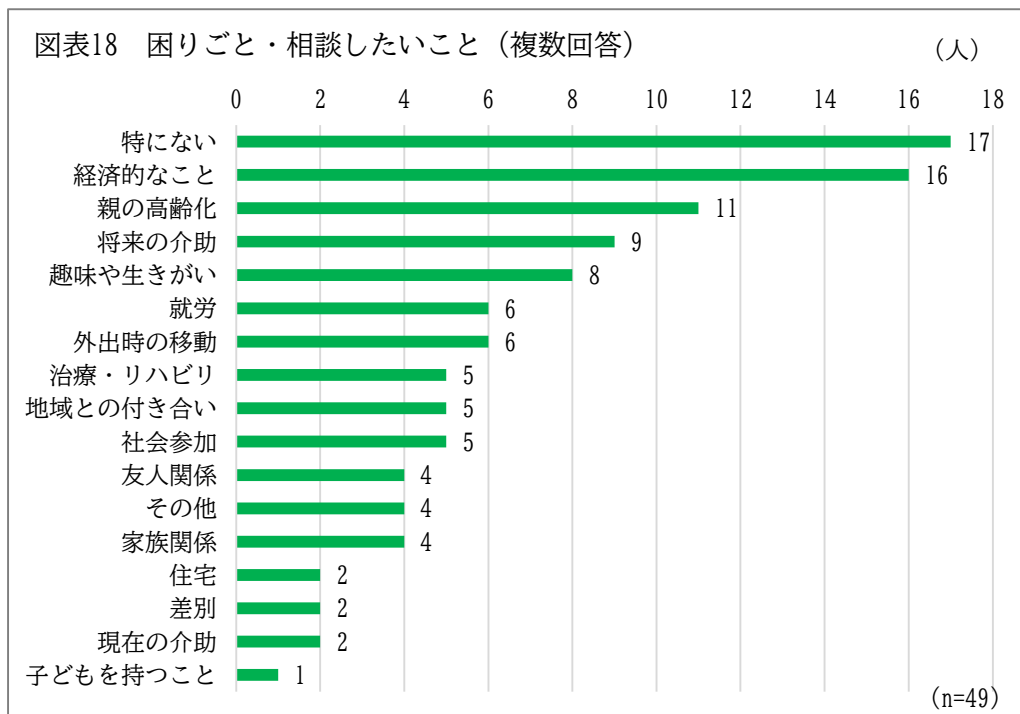
就労のために必要な支援は、「上司や同僚の理解」と「働く場の確保」がほぼ同数で多くあげられています。



### ③ 相談の状況

#### ■相談・困りごとの状況

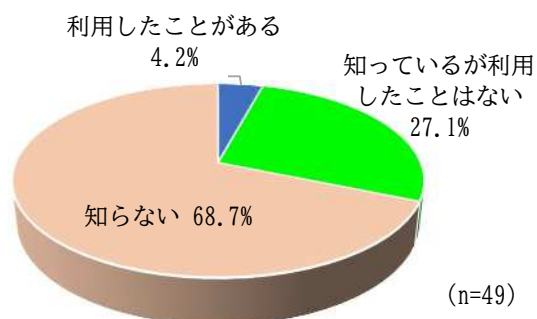
相談したいことや困りごとについては、「経済的なこと」をあげる人が最も多く、次いで「親の高齢化」「将来の介助」の順となっています。



#### ■障害者総合相談支援センターの認知・利用状況

障害者総合相談支援センターの認知・利用状況については、利用経験がある障がい者は4.2%にとどまり、知っていても利用したことはないという障がい者が27.1%を占めています。「知らない」という障がい者が68.7%を占めており、相談支援センターの周知が課題となっています。

図表19 障害者総合相談支援センターの認知・利用状況

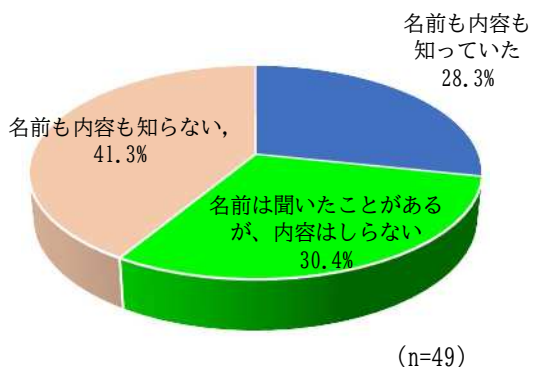


障害者総合支援センターとは、障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、専門職員が面接・電話・訪問等により、保健・福祉サービス利用の援助、就業に関する相談、その他生活全般に関する相談支援を行う機関です。

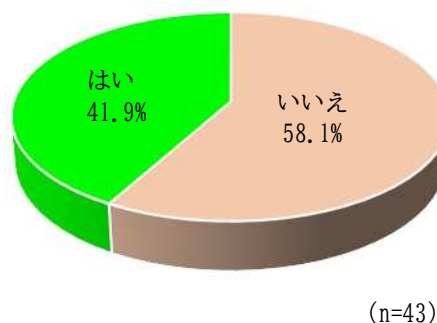
#### ④ 成年後見制度

成年後見人制度を知らない障がい者が、41.3%を占めます。また、利用希望は「いいえ」が58.1%を占めており、周知・広報が課題となっています。

図表 20 成年後見制度の認知状況



図表 21 成年後見制度を利用したいか

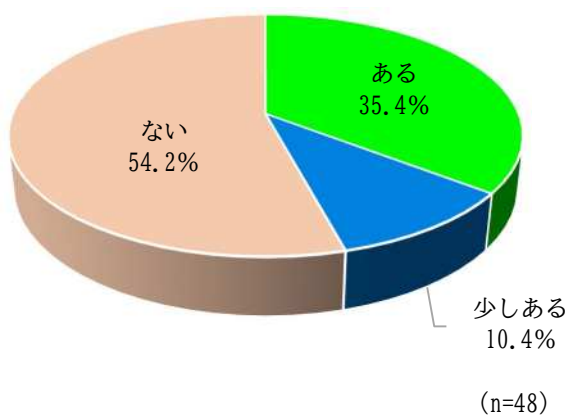


成年後見制度とは、判断能力が不十分な人に対し、適切な意思決定ができるように支援する制度です。不動産や預貯金等の財産管理、福祉サービスや施設への入所に関する契約等の支援を行います。

#### ⑤ 差別に対する状況

差別や嫌な思いをすることがあるかをきいたところ、35.4%の障がい者が嫌な思いをしたことがある、と答えています。障がい者差別防止への取り組みも課題となっています。

図表 22 障がいにより差別や嫌な思いをした経験

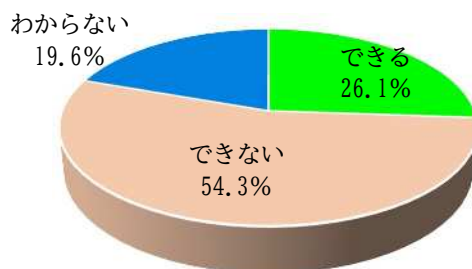


## ⑥ 災害

### ■災害時の避難状況

「ひとりで避難できる」障がい者が26.1%、「ひとりで避難できない」障がい者が54.3%、「わからない」と答えた障がい者が19.6%となっています。

図表 23 災害時にひとりで避難できるか

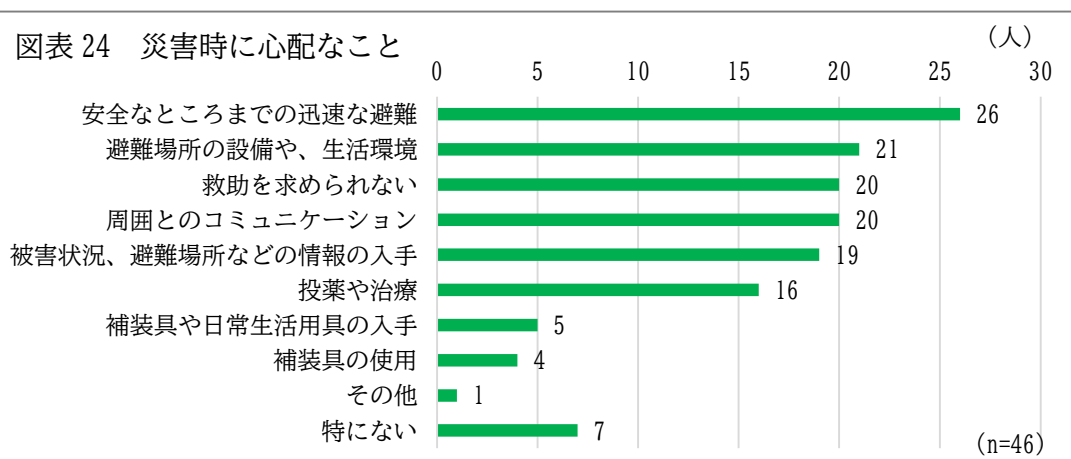


(n=46)

### ■災害時に心配なこと

「安全なところまでの迅速な避難」「避難場所の設備や、生活環境」「救助を求められない」等が多くあげられています。

図表 24 災害時に心配なこと

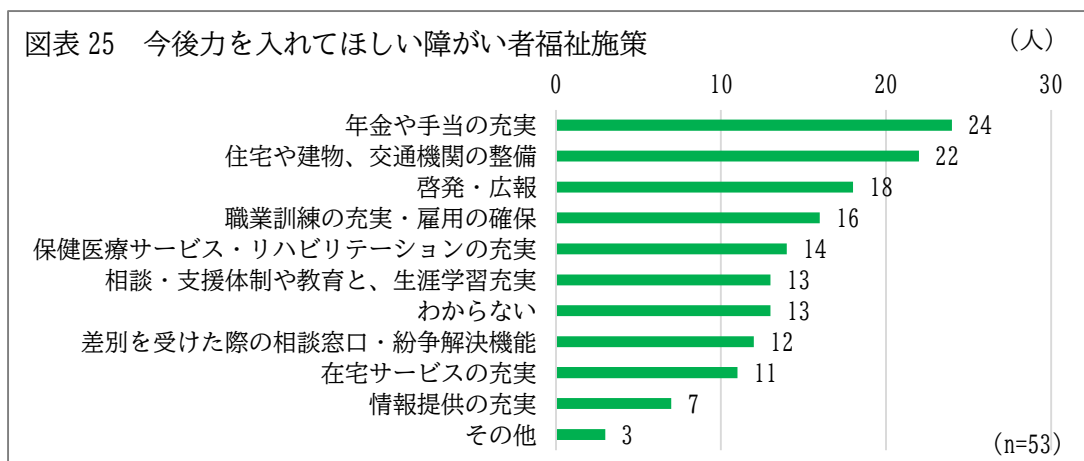


(n=46)

## ⑦ 今後力を入れてほしい障がい者福祉施策

年金や手当の充実等の経済的支援、住宅や建物、交通機関の整備を望む人が多くなっています。

図表 25 今後力を入れてほしい障がい者福祉施策



(n=53)

### 3 前計画における取組みと課題

平成30年に策定された第5次障害者福祉計画では、8つの重点施策を掲げ、以下の4つの視点から計画に取り組んできました。現状やアンケート結果からみえてきた課題をまとめました。

#### ○地域づくりの推進

障がいに関する理解を深めるため、障がい者週間でのポスター掲示等、啓発・広報活動を進めてきました。また災害時及び日常の地域での見守り体制を整備するため、要配慮者登録を進めてきましたが、アンケートにおいて、安全なところまでの迅速な避難や救助を求められないなど、不安を感じている方が多いことが確認されました。

障がい当事者の皆さんの声を十分聞きながら、また地域住民の協力を得て、日常の見守り体制の促進、災害時の支援体制が求められています。

#### ○人権尊重と社会参加の推進

障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重した共生社会が実現できるよう、障がい者差別解消法の推進を図ってきましたが、アンケートにおいては、45.8%の方が差別や嫌な思いをした経験があると確認されました。

今後もより一層、村民・地域へ障がい者への理解促進と、障がいがあっても地域の皆さんとともに、いきいきと生活できるよう、文化・芸術・スポーツ等の活動や余暇活動に参加できるような場づくりの継続を図っていくことが重要です。

#### ○地域生活や就労支援

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、圏域市村と連携し、障がい者総合相談支援センターに配置する相談員の増員、専門性の向上を図ってきました。また福祉サービス事業所も増加してきました。

従来の身体・知的・精神障害のほか、難病、高次機能障害、発達障害等、障がいの多様化や、障がい者本人及び介護者の高齢化も進んでいることから、相談支援専門員の充実、福祉サービス事業所の質の向上等について、県や圏域市村と連携のとれた障害特性に応じた個別支援の充実が求められます。

また、障害のある人が主体的に社会の中でいきいきと活動できるよう、障がいのある人の就労や日中活動といった社会参加に対する支援を進めてきた結果、福祉的就労の利用者、一般企業で就労される方も増えてきました。しかし、障がい特性に合った仕事とのマッチングの難しさや、雇用する側の障がいに対する理解不足等といった課題があります。

福祉的就労の場の拡充には、就労支援及び就労後の職場定着支援を強化していく必要があります。障がい者が経済的に自立するための一助となる工賃アップに向け障がい者施設等への優先調達等の実施、企業や民間事業者と連携した障がい特性にあった就労の場の創出・確保等への積極的な取組も重要です。

### ○療育・教育の充実

障がいを早期に発見し、早い段階で療育を受けることは、障がいの軽減や社会適応能力の向上に有効であることから、乳幼児健診や子育て包括支援事業等を実施し、早期発見・早期療育に努めてきました。個別配慮が必要な子どもや保護者は年々増えているのが現状です。

障がいに対する適切な療育につなげるため保健・医療・福祉・教育の相互の連携による早期発見・早期療育の体制の充実と、保護者等へ寄り添った相談支援体制と必要な支援が受けられるサービス体制の拡充が求められています。





1UP きのこファクトリー



## Ⅱ 第6次朝日村障害者福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

---

第2章 施策の展開

---

## 第1章 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

本計画は、「共に暮らしやすいむらづくり」を基本理念とし、「安心して暮らせる」「自分らしく暮らせる」「健やかに暮らせる」を視点に3つの基本目標のもと施策を推進していきます。

### 2 基本目標

#### 基本目標1 安心して暮らせるむらをめざします

障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、寄り添い日常生活を支える体制が必要であります。地域の住民の知恵や力を借りることでの暮らしやすさが望まれます。

#### 基本目標2 誰もが自分らしく暮らせるむらをめざします

障がいの有無にかかわらず、互いに支え合いながら生活していくためには、誰もが個人として尊重され、幸福に生きるために欠かすことのできない権利を有しているという理解を深めていくことが不可欠です。お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現するため、障がいを理由として差別しない社会づくりは重要な課題であり、誰もがいきいきと過ごすため住み慣れた地域において社会参加できるよう推進体制の整備が望まれています。

また日常生活を支える体制やニーズに合った福祉サービスの提供が必要であり、関係機関との広域的な連携による柔軟なサービスが望まれます。

#### 基本目標3 健やかに暮らせるむらをめざします

個人のライフスタイルの違いはあるものの健やかに暮らすためには、心身の健康づくりのための知識の普及と自立の支援が必要です。さらには障がい者やその家族を支えるために保健、医療、福祉、教育の連携した体制づくりが望まれています。

### 3 施策の体系

#### 第6次障害者福祉計画の体系図

施策	行動計画
<b>基本目標1 安心して暮らせるむらをめざします</b>	
1 地域福祉の推進	(1) 地域共働・支援ネットワークづくり (2) ボランティア活動の支援
2 防災、防犯対策の充実	(1) 地域の防災体制の充実 (2) 見守り等による防犯対策の推進
<b>基本目標2 誰もが自分らしく暮らせるむらをめざします</b>	
1 権利を守る仕組みづくり	(1) 成年後見制度の啓発・利用促進等の権利擁護の推進 (2) 関係機関が連携した虐待防止体制の充実 (3) 障がい者を理由とする差別解消の推進
2 あらゆる人が活躍できる場づくり	(1) 行事やイベント等を通じた地域参加の促進 (2) 社会参加を促進する支援の推進 (3) 就労の促進と経済的自立の支援
3 地域生活の支援	(1) 相談支援体制・支援の仕組みの強化 (2) 困難を抱える人への支援 (3) 日常生活支援の充実
<b>基本目標3 健やかに暮らせるむらをめざします</b>	
1 心身の健康づくりの促進	(1) 健康づくりの推進 (2) 医療サービスの充実
2 障がいのある子どもの療育の充実	(1) 療育体制の充実 (2) 特別支援教育の充実 (3) 不登校児等への支援 (4) 制度の狭間にある障がいに対する支援

## 第2章 施策の展開

### 基本目標1 安心して暮らせるむらをめざします

#### 1 地域福祉の推進

##### 現状と課題

急激な人口減少や少子高齢化、核家族化、高度情報化等により、地域型コミュニティ活動の希薄化といった地域本来の機能が縮小しつつあります。しかし、地域型コミュニティは、防災、福祉、環境等の身近な活動の場であり、住みよい環境を築くため、その重要性はますます高まっています。

障がい者が地域で安心して暮らしていくためにも、住民が主体となってむらづくりに参加し、自分たちの暮らしや考え方にあった地域づくりとともに、身近な相談役である民生児童委員やボランティア、障がい者を理解支援していく社会福祉協議会やその他の団体の活動の充実を図り、日常の見守り体制を整備することが必要です。

更に、地域で行っているボランティア活動などの必要な情報を十分に得られる環境をつくとともに、ボランティアに参加しやすい環境をつくることが重要です。

##### 行動計画

#### (1) 地域共働・支援ネットワークづくり

内 容	担 当
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者団体、NPO 法人、社会福祉協議会等の活動を支援します。</li> <li>地域包括ケアシステムの構築や地域福祉計画の推進を目指し、地域福祉のネットワークづくりを進めます。</li> </ul>	住民福祉課 社会福祉協議会 地域包括支援センター 教育委員会

#### (2) ボランティア活動の支援

内 容	担 当
<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動に関する情報提供を進めます。</li> <li>ボランティア活動に関する学習や講座、交流などの機会を設け、意識の啓発や活動の支援をします。</li> <li>村民やボランティアなど地域と連携した事業を実施します。</li> </ul>	住民福祉課 社会福祉協議会

## 2 防災・防犯対策の充実

### 現状と課題

地震等の災害発生時においては、発生後消防等の防災機関が現地に到着し、救助活動を始めるまでには少なからず時間がかかってしまいます。「みんなで助け合う」「みんなでみんなの命を守る」ための組織「自主防災組織」による地域の自衛力向上と活性化を進め、災害時の支援体制を構築するとともに、一人ひとりの危機管理への意識の向上を図ることが重要です。

また、障がい者が犯罪に巻き込まれ、大きな被害に遭うケースが見られます。障がいの種類、程度に応じた対策や防犯知識の向上が求められます。

### 行動計画

#### (1) 地域の防災対策の充実

内 容	担 当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所の把握と住民への周知を行います。</li> <li>・一人ひとりの行動マニュアルの見直し等、危機管理を充実します。</li> <li>・防災行政無線による情報伝達手段の活用と整備を進めます。</li> <li>・避難が困難な障がい者が安全に避難することが出来るよう避難行動要支援者名簿等の情報を共有し、迅速な対応ができる体制を整えます。</li> <li>・障がいのある人が安心して避難できる福祉避難所を設置します。</li> <li>・地域の自主防災組織と連携し、災害時には地域で支援できる体制づくりを進めます。また、障がい者の防災訓練への参加を呼びかけます。</li> </ul>	総務課 住民福祉課 社会福祉協議会 地域包括支援センター

福祉避難所とは、一般の避難所での避難が困難な方(要配慮者)のための避難所です。朝日村内では、森のこびと、ゆめの里朝日、朝日新明館、あすてらす、かたくりの里が福祉避難所となります。

#### (2) 見守り等による防犯対策の推進

内 容	担 当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪徳商法や振込み詐欺等、弱者を狙った犯罪を防止するための相談活動、被害防止の広報や防犯知識の普及・啓発を実施します。</li> <li>・警察や地区等と連携し、村民が犯罪に巻き込まれることを未然に防止するための連絡体制を確保し、地域ぐるみの防犯活動を推進します。</li> </ul>	総務課 住民福祉課

## 基本目標2

### 誰もが自分らしく暮らせるむらをめざします

#### 1 権利を守る仕組みづくり

##### 現状と課題

障がいの有無にかかわらず、全ての人が住み慣れた地域で互いに支え合いながら安心して生活していくためには、誰もが個人として尊重され幸福に生きるために欠かすことのできない権利を有しているという理解を深めていくことが不可欠です。障がい者の生きるための権利を守るには、一人ひとりが障がいや障がいのある人についての理解促進のための周知・啓発活動を行い、権利擁護や虐待防止について、制度の周知や体制づくりをさらに推進します。

##### 行動計画

##### (1) 成年後見制度の啓発・利用促進等の権利擁護の推進

内 容	担 当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の普及・活用促進を図ります。</li> <li>・成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク協議会を設置し、関係機関とのネットワークの構築及び、推進を図ります。</li> <li>・成年後見支援センターかけはしとの協力連携により、権利擁護の必要な人の早期対応や、意思決定支援・身の上保護を重視した支援を行います。</li> </ul>	住民福祉課

##### (2) 関係機関が連携した虐待防止体制の充実

内 容	担 当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人への虐待の防止、予防、早期発見・早期対応を行うため、制度の普及啓発促進、相談支援体制の充実、関係機関の連携体制の構築等を図ります。</li> </ul>	住民福祉課

##### (3) 障がいを理由とする差別解消の推進

内 容	担 当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消法の基本方針に基づき、村民相互に障がいについての正しい知識を広め、広く村民や事業者に向けて障がいの理解や差別禁止などの啓発活動の充実を図ります。また、障がい福祉に対する意識の普及や活動への参加を促進し、支え合いの地域づくりを進めます。</li> </ul>	住民福祉課

## 2 あらゆる人が活躍できる場づくり

### 現状と課題

障がいや障がい者について理解を深めるために、ふれあい交流できる機会をつくることや、障がいの状況に応じたコミュニケーションの確保が求められています。障がいがあっても地域の皆さんとともに、いきいきと生活できるよう、文化・芸術・スポーツ等の活動や余暇活動に参加できるような場づくりの継続を図っていくことが重要です。

バリアフリーやユニバーサルデザインの考えが広まり、全ての人にやさしい環境づくりの整備が進んできました。誰もが過ごしやすい村づくりを進め、障がいのある方の社会参加の促進につなげます。

また、障がい者が自立した社会生活を送るために就労は大きな要素であり、経済的な面ばかりでなく、社会参加を図るという意義があります。障がい特性にあった就労の場の創出・確保等への取り組みも重要です。

### 行動計画

#### (1) 行事やイベント等を通じた地域参加の促進

内 容	担 当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人とない人が交流することにより、互いに理解を深め合い、ともに豊かな人間性を育ち合えるよう交流教育を推進します。</li> <li>・障がい者団体が行う福祉活動や行事等への協力や参加、また地域行事への障がい者参加の呼びかけを積極的に行い、相互に交流を深めふれあいの機会を増やします。</li> </ul>	住民福祉課 教育委員会 社会福祉協議会

#### (2) 社会参加を促進する支援の推進

内 容	担 当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・村内の通院や買い物の送迎を行う福祉輸送サービス事業を実施します。</li> <li>・安全性に配慮した交通環境や公共性の高い建物等の整備をし、村内の公的な施設のバリアフリー化や、ユニバーサルデザインの導入を進めることにより利用者にやさしい環境づくりを促進します。</li> <li>・障害車専用駐車場が利用しやすくなるよう信州パーキング・パーミット制度の普及・啓発を県と連携して努めるとともに、各公共施設において車いす用・障がい者等用駐車区画の確保を図っていきます。</li> </ul>	住民福祉課 企画財政課 建設環境課 社会福祉協議会

(3) 就労の促進と経済的自立の支援

内 容	担 当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・松本圏域の障害者就業・生活支援センター、松本公共職業安定所、就労支援事業所等関係機関との連携を密にし、雇用の支援に努めます。</li> <li>・一般就労が困難な人にも就労の機会が提供できる場の確保に努めます。</li> <li>・平成25年に施行された「障害者優先調達推進法」に基づき障がい者の経済的な自立を支援し、就労に対する意欲を向上させるため、障がいのある方々が就労する施設等へ優先的に物品や仕事の発注をするように努めます。</li> </ul>	<p>住民福祉課 総務課</p>





### 3 地域生活の支援

#### 現状と課題

障がい者の高齢化や重症化、核家族化が進む中、親なき後も安心安全に生活していくには、相談支援専門員の充実、福祉サービス事業所の質の向上について、県や圏域市村と連携のとれた障がい特性に応じた個別支援の充実が求められます。日常生活を支える障害福祉サービスの質と量の充実とともに、サービスを自己選択・自己決定するためのわかりやすい情報提供や相談体制の充実が必要です。

松本圏域では平成22年10月に障害者総合相談支援センター「ボイス」を設置し、相談支援体制の充実を図ってきました。しかし、アンケートの結果をみると、障害者総合相談支援センターが十分に認知・利用されていない現状があり、周知の強化が必要です。障がい者本人に寄り添った日常生活の支援や生活支援の提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支える相談支援体制を整えていく必要があります。

障がい者が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かく支援するための相談支援体制の充実や、必要なサービスを確保し様々な課題に 대응していくためには、圏域を中心とした整備計画が必要になると考えます。

#### 行動計画

##### (1) 相談支援体制・支援の仕組みの強化

内 容	担 当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的・専門的な相談窓口体制の充実</li> <li>・ホームページや広報等を活用した相談窓口の紹介</li> <li>・村外を含めた障害者支援施設、障害福祉サービス等の障がい者福祉関連情報の提供</li> <li>・塩尻市・山形村・朝日村自立支援協議会を運営し、必要に応じて専門部会を設置することにより保健・医療・福祉・教育・労働のネットワークを構築し情報を共有しながら支援体制について協議していきます。</li> <li>・障害者総合相談支援センター、基幹相談センターとの連携を図り相談支援体制を充実させ、必要な情報の提供や助言を行います。</li> </ul>	住民福祉課

(2) 困難を抱える人への支援

内 容	担 当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の関係機関と連携し、障がい起因となる生活困窮者の早期発見に努め、相談支援を行うとともに、就労や住居の確保等、自立に対する支援を行います。</li> <li>・特別な配慮が必要な子育て家庭に対して、経済的な支援や情報提供、支援を行います。</li> </ul>	住民福祉課 教育委員会

(3) 日常生活支援の充実

内 容	担 当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題に対応したサービス提供基盤の整備、身近な地域におけるサービスの拠点づくり、NPO法人等によるインフォーマルサービスの提供等、圏域を中心として、地域の社会資源を活用し、基盤整備を進めます。</li> </ul>	住民福祉課

① 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法で定められた事業です。

**\* 訪問系サービス**

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)

日常生活を営むのに支障のある障がい者に対し、居宅生活全般にわたる訪問系サービスを提供します。

**\* 日中活動系サービス**

(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援<sup>新</sup>、療養介護、短期入所)

障がい者を対象に、日中活動の支援や提供を行います。また障がい者の身体機能や生活能力の維持向上等に向けた支援や就労に必要な知識、就労能力の維持向上を図る支援などを行います。

**\* 居住系サービス (自立生活援助、共同生活援助・施設入所支援)**

居住系サービスは主に夜間におけるサービスであり、就労や日中活動系サービスと組み合わせることで、障がい者の生活を支援するものです。

**\* 相談支援 (サービス利用計画作成)**

障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かく支援するためにサービス等利用計画を作成します。

② 地域生活支援事業

地域生活支援事業は村が実施主体となり実施する事業です。障がい者の日常生活・社会生活の支援を行います。

- \* 相談支援事業
- \* 成年後見制度利用支援事業
- \* 意思疎通支援事業
- \* 日常生活用具給付等事業
- \* 移動支援事業
- \* 地域活動支援センター事業
- \* 日中一時支援事業

③ デイケア事業

在宅の精神障がい者の社会復帰を促進するための日中活動を行います。

④ 居場所づくり事業

外出が苦手な方を対象に訪問や相談支援を行うとともに、自由に来ることがで  
きる場所を提供します。

⑤ タイムケア事業（\*他の障害福祉サービスでは対応できない場合）

⑥ 障がい児支援事業

障がい児保育、障がい児育児相談（風の子広場）の推進を図ります。

⑦ 障がい者の通園、通所に要する経費の助成

⑧ 補装具の支給

⑨ 介護をする家族への支援

重度心身障がい者介護慰労金の支給を行います。

⑩ 介護保険事業所と連携し、サービスの充実を図ります。

⑪ 障がい者の家族会の充実

## 基本目標3

### 健やかに暮らせるむらをめざします

#### 1 心身の健康づくりの促進

##### 現状と課題

生活習慣病の増加によりそれに起因する身体障がい者、認知症や寝たきり等の要介護者が増えており、生活習慣病の予防対策が重要課題です。また、社会構造の複雑化やストレスにより心を病む人も増えてきています。そのため心の病気をもつ人が医療に結びつくよう支援し、住民が心の病気を理解するよう、知識の普及啓発が必要です。

障がい者医療は長期化になりやすく経済的負担も大きいことから、未治療や治療中断のケースもあります。障がい者を支援する福祉医療制度(県単独事業・村単独事業)、自立支援医療事業等とともに継続実施し、日常の健康保持と適切な医療が受けられるよう支援していきます。

##### 行動計画

#### (1) 健康づくりの推進 ※健康づくり計画(令和6年度~令和17年度)に基づく

内 容	担 当
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣の改善、生活習慣病の発症・重症化を予防します。</li> <li>生活機能の維持・向上のための啓発に努めます。</li> <li>こころの健康を維持するための周知・啓発を行います。</li> </ul>	住民福祉課

#### (2) 医療サービスの充実

内 容	担 当
<ul style="list-style-type: none"> <li>制度の周知を行い、利用を促進します。</li> <li>自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の給付を行います。</li> <li>福祉医療費(重度心身障害者医療費、乳幼児医療費、児童医療費)の助成を行います。</li> <li>未熟児養育医療の給付を行います。</li> </ul>	住民福祉課

## 2 障がいのある子どもの療育の充実

### 現状と課題

障がい児や障がいの疑いのある子どもが十分な支援、教育を受けるためには、個々の障がいに合わせた指導を行える環境や体制を整えることが重要です。障がいに対する適切な療育につなげるため、保健・医療・福祉・教育の相互の連携による早期発見・早期療育の体制の充実と、保護者等へ寄り添った相談支援体制と必要な支援を受けられるサービスの拡充が必要です。さらに、不登校児の増加は、将来の社会参加に、大きく影響を与えます。健康づくりの推進とともに療育、教育分野での支援体制の強化が求められています。

### 行動計画

#### (1) 療育体制の充実

内 容	担 当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診や保育園巡回訪問を実施することで、早期発見・支援体制の充実を図り、継続した養育相談を行い、家庭への支援体制を整えます。</li> <li>・関係機関が連携し途切れのない支援体制を整え、必要に応じて家族や関係と支援会議を実施し、援助の充実を図ります。</li> <li>・適切な支援が受けられるよう関係機関と連携し、体制を確保します。</li> </ul>	住民福祉課 こども家庭センター 教育委員会 保育園

#### (2) 特別支援教育の充実

内 容	担 当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関が連携し合い、様々な相談や就学支援を行います。</li> <li>・小学校・中学校では対象児の発達に応じた特別支援学級の充実に努めます。</li> </ul>	住民福祉課 こども家庭センター 教育委員会 学校

#### (3) 不登校児等への支援

内 容	担 当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童や生徒の日中生活の場を確保します。</li> <li>・保護者や家庭への支援をします。</li> <li>・早期発見・早期対応のため関係機関との連携の充実を図ります。</li> </ul>	住民福祉課 こども家庭センター 教育委員会 学校

(4) 制度の狭間にある障がいに対する支援

内 容	担 当
・ 保育園巡回訪問の実施や、関係機関等と連携を取り支援します。	住民福祉課 こども家庭センター 教育委員会 学校・保育園



## Ⅲ 第7期朝日村障害福祉計画及び

### 第3期朝日村障害児福祉計画

朝日村障害福祉計画及び朝日村障害児福祉計画は、Ⅱ－第1章 計画の基本的な考え方に基づいて、障害福祉サービス及び地域生活支援事業について、必要なサービス見込量、見込量確保のための方策等を定めるものです。第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画は、二つの計画を一体的に進めていくため、目標達成年度を令和8年度とし、計画期間を令和6年度から令和8年度までとします。

#### 第1章 主な数値目標

#### 第2章 障害福祉サービスの必要量の見込み 及びその見込量確保のための方策

#### 第3章 障害児支援事業の見込み量

#### 第4章 地域生活支援事業

## 第1章 主な数値目標

### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の地域生活への移行とは、入所施設等からグループホーム、一般住宅等で暮らすことを指します。

令和8年度末までに入所施設を退所し、地域生活へ移行する福祉施設入所者についての数値目標は、以下のとおりです。

	朝日村	基本指針に定める目標値
令和4年3月31日時点の施設入所者数（A）	5人	
目標年度入所者数（B）	5人	
【目標値】削減見込（A－B） （Aに対する削減見込の割合）	0人 (0.25%)	Aより 5%以上削減
【目標値】地域生活移行者数 （Aに対する地域生活移行者数の割合）	0人 (0.30%)	Aより 6%以上

### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均在日日数が325.3以上、精神病床における1年以上長期入院患者数の減少、精神病床における早期退院を目指します。

### 3 地域生活支援の充実

松本圏域において、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行います。

### 4 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労へ移行することを指します。障がい者の一般就労の定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援による定着率も目標値を設定します。

また、地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を通じて推進します。



【目標値】 令和8年度末一般就労移行者数	1人	※目標値は令和3年度福祉施設を退所し、一般就労した者の1.28倍以上
就労定着支援事業の利用者数令和3年度末実績の1.41倍以上	0人	
就労移行率5割以上の就労移行支援事業所の割合	0箇所	
就労定着率7割以上の事業所を全体の2割5分以上	0箇所	

## 5 障害児支援の提供体制の充実・強化

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の充実を図るため、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制を強化します。

指 標	目標年度
① 児童発達支援センターの設置	令和元年度末までに圏域設置済み
② 障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	令和8年度末までに構築
③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保	令和元年度末までに確保済み
④ 医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置、コーディネーターの配置	令和5年度に設置・確保済み

## 6 相談支援体制の充実・強化

総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制を充実するために、塩尻市・山形村・朝日村基幹総合相談支援センターによる地域の相談支援体制と連携した相談支援体制を検討します。

## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加、障害者自立支援審査支払システム等により審査結果の分析と結果を利用し、事業所や関係自治体と共有する体制を構築します。

## 8 強度行動障がい児者への支援体制の整備（新規）

強度行動障がいを有する者に関し、村又は圏域において支援のニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。また、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善に努めます。

## 第2章 障害福祉サービスの必要量の見込み 及びその見込量確保のための方策

障害福祉サービスは、在宅の生活を支援する訪問系サービス、通所等により日中の介護や福祉就労を支援する日中活動系のサービス、暮らしの支援を行う居住系サービス、サービス利用計画の作成等を行う相談支援サービスがあります。

見込み量の推計は、現行の福祉サービス利用状況や特別支援学校の卒業見込人数、福祉サービスの周知による利用者拡大を勘案し決めました。

### 1 訪問系サービスの見込み

#### ■ 居宅介護（ホームヘルプ）事業

障がい者及び難病患者を対象とし、自宅において、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを行います。

#### ■ 重度訪問介護

重度の障がい者に対して入浴、排せつ、食事の介護や外出時の支援等を行います。

#### ■ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障がい者を対象に、外出時において、対象者に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

#### ■ 行動援護

常に介護が必要な障がい者に対し、危険を避けるために必要な援護や、外出時の介護等を行います。

#### ■ 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な重度の障がい者に対し、居宅介護その他のサービスを包括的に提供します。

**【必要量の見込み】**

サービス名	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	25	33	33	33
	人数/月	3	4	4	4
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0
	人数/月	0	0	0	0
同行援護	時間/月	1	1	1	1
	人数/月	0	0	0	0
行動援護	時間/月	0	0	0	0
	人数/月	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0
	人数/月	0	0	0	0

**【見込量確保のための方策】**

見込み量を確保するため、業者の参入を促すとともに、圏域市村や事業所等の関係機関と連携を図り、圏域全体における社会資源の整備を促進します。

福祉サービスを周知し、サービス等利用計画に基づき、利用者に適正サービス利用の促進を図ります。

## 2 日中活動系サービスの見込み

### ■ 生活介護

障害者支援施設において、入浴、排せつ、食事の介護、創作活動、生産活動の機会を提供します。

### ■ 自立訓練（機能訓練）

一定の期間、身体機能の向上のための訓練を行い、障がいの緩和を促します。

### ■ 自立訓練（生活訓練）

一定の期間、生活能力の向上のための訓練を行い、障がい者が自分で出来ることを増やすことができるよう促します。

### ■ 就労選択支援（新規）

障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担う事業です。

### ■ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行います。

### ■ 就労継続支援（A型）

養護学校や離職した人等を対象に、雇用契約に基づきながら、一般就労を目指す事業です。

### ■ 就労継続支援（B型）

年齢や体力面で一般就労が困難な人等を対象に、雇用契約は結ばずに就労機会を提供する事業です。なお、工賃の目標額を事業所毎に定め、その引き上げを図ることとしています。

### ■ 就労定着支援

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

### ■ 療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に対し、医療機関において機能訓練、看護、介護等を行います。

### ■ 短期入所（ショートステイ）事業

介護者の病気等の理由で障がい者を介護することができない場合に、障害者支援施設において、入浴、排せつ、食事等の介助を行います。

福祉型・・・障害者支援施設等において実施する

医療型・・・病院・診療所・介護老人保健施設において実施する

【必要量の見込み】

サービス名	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
生活介護	日数/月	212	232	232	232	
	人数/月	11	12	12	12	
	うち重度障がい者の利用 (総数) ①+②+③	人数/月	0	6	6	6
	①(内訳) 重度障がい者のうち強 度行動障がい有する者	人数/月	0	6	6	6
	②(内訳) 重度障がい者のうち高 次脳機能障害を有する者	人数/月	0	0	0	0
	③(内訳) 医療的ケアを必要とす る者	人数/月	0	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	日数/月	0	0	0	0	
	人数/月	0	0	0	0	
自立訓練(生活訓練)	日数/月	0	0	0	0	
	人数/月	0	0	0	0	
	うち精神障がい者の利用	人数/月	0	0	0	
就労選択支援	人数/月			0	1	
就労移行支援	日数/月	39	19	19	19	
	人数/月	2	1	1	1	
就労継続支援(A型)	日数/月	63	63	63	63	
	人数/月	4	4	4	4	
就労継続支援(B型)	日数/月	371	371	371	371	
	人数/月	19	19	19	19	
就労定着支援	人数/月	0	0	0	0	
療養介護	人数/月	1	1	1	1	
短期入所(福祉型)	日数/月	25	31	31	31	
	人数/月	4	5	5	5	
	うち重度障がい者の利用 (総数) ①+②+③	人数/月	0	2	2	2
	①(内訳) 重度障がい者のうち強 度行動障がい有する者	人数/月	0	2	2	2
	②(内訳) 重度障がい者のうち高 次脳機能障害を有する者	人数/月	0	0	0	0
	③(内訳) 医療的ケアを必要とす る者	人数/月	0	0	0	0
短期入所(医療型)	日数/月	0	0	0	0	
	人数/月	0	0	0	0	
	うち重度障がい者の利用 (総数) ①+②+③	人数/月	0	0	0	0
	①(内訳) 重度障がい者のうち強 度行動障がい有する者	人数/月	0	0	0	0
	②(内訳) 重度障がい者のうち高 次脳機能障害を有する者	人数/月	0	0	0	0
	③(内訳) 医療的ケアを必要とす る者	人数/月	0	0	0	0

**【見込量確保のための方策】**

見込み量を確保するため、圏域市村や事業所等の関係機関と連携を図り、圏域全体における社会資源の整備を促進します。

福祉サービスを周知し、サービス等利用計画に基づき、利用者に適正サービス利用の促進を図ります。



工房 森のこびと



### 3 居住系サービスの見込み

居住系サービスは暮らしにおけるサービスであり、就労や日中活動系サービスと組み合わせることで、障がい者の地域生活を支援するものです。

#### ■ 自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）、精神科病院等から退所、退院した人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けて、相談、助言等を行います。

#### ■ 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談等の日常生活上の援助や入浴・排せつ・食事の介護等を行い、障がい者の地域における生活を支援します。

#### ■ 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを行います。

#### 【必要量の見込み】

サービス名	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人数/月	0	0	0	0
うち精神障がい者の利用	人数/月	0	0	0	0
共同生活援助	人数/月	8	9	10	10
うち日中サービス支援型共同生活援助	人数/月	0	0	0	0
うち精神障がい者の利用	人数/月	2	3	3	3
うち重度障がい者の利用 (総数) ①+②+③	人数/月	0	0	0	0
①(内訳) 重度障がい者のうち強度行動障がい有する者	人数/月	0	0	0	0
②(内訳) 重度障がい者のうち高次脳機能障害を有する者	人数/月	0	0	0	0
③(内訳) 医療的ケアを必要とする者	人数/月	0	0	0	0
施設入所支援	人数/月	5	5	5	5

#### 【見込量確保のための方策】

見込み量を確保するため、圏域市村や事業所等の関係機関と連携を図り、圏域全体における社会資源の整備を促進します。

福祉サービスを周知し、自立した生活を希望する方や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、計画相談支援により利用者に適正サービス利用の促進を図ります。

## 4 相談支援の見込み

### ■ 計画相談支援

障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かく支援するためにサービス利用計画を作成します。

障がい者の状況に応じて一定期間ごとに継続サービス利用支援のモニタリングを行います。

### ■ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に長期入院の退院可能な精神障がい者が地域移行するにあたり、住居の確保や地域における生活に移行するための支援を行います。

### ■ 地域定着支援

施設や病院から退所した障がい者やひとり暮らしの障がい者等、地域生活が不安定な障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因した緊急事態等の相談に対応します。

### 【必要量の見込み】

サービス名	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人数/月	11	13	13	13
地域移行支援	人数/月	0	1	0	0
うち精神障がい者の利用	人数/月	0	1	0	0
地域定着支援	人数/月	0	0	0	0
うち精神障がい者の利用	人数/月	0	0	0	0

### 【見込量確保のための方策】

見込み量を確保するため、指定特定相談支援事業所の設置を促進し、制度の広報、啓発に努めます。

入所施設や精神科病院と連携し、地域移行を進めます。



## 第3章 障害児支援事業の見込み量

児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービスに関する事業について、実施に関する考え方及び見込み量、見込み量確保のための方策を定めます。

障がい児の支援に当たっては、本人の最善の利益を考慮し、健やかな育ちを支援するとともに、障がいの不安や対処方法に関する相談支援にも対応できるように配慮していきます。ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制づくりを進めます。

### ■ 児童発達支援

未就学の障がい児に、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

### ■ 医療型児童発達支援

未就学の障がい児に、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに身体の状態により、治療も行います。

### ■ 放課後等ディサービス

学校に就学している障がい児を対象に、生活能力の向上のため必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

### ■ 保育所等訪問支援

児童指導員や保育士が、保育所等の集団生活を営む施設を定期的に訪問し、障がい児本人や、保育所等のスタッフに対し集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

### ■ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にあり、外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。

### ■ 相談支援

児童の保護者から依頼を受けて「支援利用計画案」を作成し、サービス事業者との連絡調整等を行い、「支援利用計画」の作成を行います。また、一定期間ごとに継続サービス利用支援のモニタリングを行います。

### ■ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児に対する総合的な支援体制を進めるため、保健、医療、福祉、保育、教育等の関連機関との連携や支給を調整するコーディネーターの養成を進め、配置に努めます。

**【必要量の見込み】**

サービス名	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	日数/月	30	38	46	54
	人数/月	8	10	12	14
放課後等デイサービス	日数/月	31	93	108	124
	人数/月	4	12	14	16
保育所等訪問支援	日数/月	0	0	0	0
	人数/月	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	日数/月	0	0	0	0
	人数/月	0	0	0	0
福祉型障害児入所施設	人数/月	0	0	0	0
医療型障害児入所施設	人数/月	0	0	0	0
障害児相談支援	人数/月	5	7	9	12
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	配置人数	0	1	1	1

**【見込量確保のための方策】**

サービス対象者への制度の周知とともに、新しいサービスの事業所の開設に関する情報収集に努め、関係機関と連携を図りながら適正な利用促進に努めます。支援を必要とする障がい児を適切に把握して、サービス提供に努めます。

## 第4章 地域生活支援事業

障害者総合支援法で定められた本村が実施主体となり実施する事業です。地域生活における日中活動や余暇活動を支援するサービスとして、浸透してきている現状です。事業の実施方法や支援のあり方等は実情に応じ検討いたします。

見込み量の推計は、現行の福祉サービス利用状況や特別支援学校の卒業見込人数、福祉サービスの周知による利用者拡大を勘案し決めました。

### ■ 相談支援事業

#### ① 障害者相談支援事業

障害者の相談に応じ、障害者の権利を守るための援助や、福祉サービスの利用にあたっての必要な援助、その他必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行います。

#### ② 基幹相談支援センターの設置と機能強化事業

総合的・専門的な相談支援（困難ケースの対応等）、地域の相談支援の強化、地域移行・地域定着の促進の取組、就労についての支援、権利擁護・自立支援協議会の運営に関すること等に取り組みます。

また、専門的職員を基幹相談支援センターに配置することや地域の相談支援事業に対する専門的な指導・助言や人材育成、相談機関との連携強化を図ります。

#### ③ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅に入居するために必要な支援を行います。

### ■ 成年後見制度 利用支援事業・法人後見支援事業

成年後見制度利用に関する相談支援や申立支援を行い、制度の利用支援や権利擁護を推進します。また、関係団体の連携強化や適正な貢献業務の実施に向けて支援します。

### ■ 意思疎通支援事業

聴覚、視覚等の障がいにより意思疎通を図ることに支障がある障がい者に意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。

### ■ 日常生活用具給付等事業

在宅の重度障害者が自立した日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。

### ■ 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した生活を営むことが出来るように、手話で日常会話を行うのに必要な技術を習得した者を養成します。

### ■ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者が、地域における自立した生活や社会参加をするための外出を支援します。

■ 地域活動支援センター事業

創作的活動や生産活動の機会を提供することで社会との交流を深め、地域生活支援の促進を図ります。

■ 日中一時支援事業

障がい者の家族の就労支援や障がい者を日常的に介護している家族の負担を軽減するため、一時的に預かり障がい者の日中における活動の場を確保します。

【必要量の見込み】（年間）

事業名		単位	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	0	1	1	1
自発的活動支援事業		実施の有無	0	1	1	1
相談支援事業	障害者相談支援事業 基幹相談支援センター	箇所数	1	1	1	1
		実施の有無	1	1	1	1
	市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	1	1	1	1
	住宅入居等支援事業	実施の有無	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業		見込み人数	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	1	1	1	1
意思疎通支援事業		見込み人数	0	1	1	1
日常生活用具給付事業						
①	介護・訓練支援用具	件数	0	1	1	1
②	自立生活支援用具	件数	0	1	1	1
③	在宅療養等支援用具	件数	0	1	1	1
④	情報・意思疎通支援用具	件数	0	1	1	1
⑤	排泄管理支援用具	件数	63	70	70	70
⑥	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		登録者数	0	1	1	1
移動支援事業	見込み人数		6	17	18	19
	時間数		202	600	610	620
地域活動支援センター		実人数	0	0	0	0
日中一時支援事業	見込み人数		25	26	27	28
	時間数		9,101	9,400	9,700	10,000

【見込量確保のための方策】

見込み量を確保するため、事業を周知し、関係機関と連携を図りながら適正な利用促進に努めます。サービス提供事業者の参入・拡大を進めます。

## 資料編

## 設置条例等

### 朝日村附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する執行機関の附属機関及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定により組織として設置する附属機関(以下これらを「附属機関」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 朝日村は、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、別表第1のとおり執行機関の附属機関を設置する。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌する事務は、それぞれ別表第1所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関は、それぞれ別表第1委員の定数の欄に掲げる人数の委員をもって組織する。

2 委員は、それぞれ別表第1委員の構成の欄に掲げる者のうちから同表附属機関の属する執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表第1委員の任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。

(法律又は他の条例による附属機関)

第5条 村が設置する附属機関のうち法律又は他の条例の定めにより設置するものは、別表第2のとおりとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に既に執行機関が定めるところに置かれている委員会及びその他の合議制の機関の構成員は、この条例の規定による相当の附属機関及びその委員その他の構成員となり、同一性をもって存続するものとする。

3 前項に規定する委員会その他の合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。

別表第1(第2条、第3条、第4条関係)

附属機関の属する執行機関	名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
村長	朝日村障害者福祉計画推進委員会	次に掲げる事項を調査審議すること。 (1)障害者福祉計画案の検討 (2)障害者福祉計画の推進 (3)障害者福祉計画の進捗状況の検討 (4)その他必要とする事項	30人以内	(1)関係団体の長	当該職に在職する期間

---

## 朝日村障害者福祉計画推進委員会要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、朝日村附属機関設置条例(令和2年朝日村条例第2号)に基づいて設置された朝日村障害者福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを決める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

### (会議)

第3条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (庶務)

第4条 委員会の庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

## 朝日村障害者福祉計画推進委員名簿

(順不同、敬称略)

知的障がい者育成会会長	浅見 梨絵
精神障がい者家族会会長	上條 仁志
身体障がい者代表	上條 房人
議会社会文教委員会副委員長	清澤 あゆみ
民生委員児童委員協議会	齊藤 郁子
ボランティア連絡協議会会長	古池 美佐江
商工会長	上石 保之
朝日小学校長	黒田 敏樹
鉢盛中学校長	中川 満英
朝日村社会福祉協議会会長	上條 兼一
障害者総合相談支援センターボイス 所長	田中 雅美
NPO法人レスパイトケアはちもり	北沢 元







EMIKO

朝日村障害福祉計画

令和6年3月発行

発行 朝日村

事務局 住民福祉課

〒390-1188 長野県東筑摩郡朝日村古見 1555 番地 1

電話 0263-99-2001 メールアドレス [j-fukushi@vill.asahi.nagano.jp](mailto:j-fukushi@vill.asahi.nagano.jp)